

総行市第8号
総行応第18号
総財務第6号
令和7年1月23日

各都道府県総務部（局）長
（市区町村担当課、財政担当課扱い）
各指定都市総務局長
（企画担当課、財政担当課扱い）

殿

総務省自治行政局市町村課長
総務省地域力創造グループ地域自立応援課長
総務省自治財政局財務調査課長
（公印省略）

複数団体による公共施設の集約化等に係る取組の推進について（通知）

高度経済成長期以降に整備された施設の老朽化が進む中、これまでも各地方公共団体において公共施設の適切な維持管理や統廃合、集約化等に取り組まれてきたところです。今後、更なる人口減少の深刻化が見込まれる中、行政サービスを持続的に提供していくためには、他の地方公共団体と連携して、公共施設の集約化・複合化（以下「集約化等」という。）に取り組むことが効果的であると考えられますが、広域での取組は十分に進んでいない旨が、第33次地方制度調査会答申（令和5年12月21日）においても指摘されているところです。

こうした状況を踏まえ、複数団体による広域的な公共施設の集約化等を円滑に進めるため、令和7年度より地方財政措置を創設・拡充することとしました。

また、公共施設の集約化をはじめ、資源制約に対応するための取組を広域で推進するにあたっては、連携中枢都市圏や定住自立圏の枠組みを活用することも効果的であると考えられることから、「連携中枢都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」を改正したところです。

貴都道府県におかれては、下記事項に御留意の上、取組を推進していただくとともに、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 公共施設の集約化等に係る地方財政措置の創設等について

広域的な公共施設の集約化等を円滑に進めるため、複数の地方公共団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費及び集約化等の円滑化のための経費について、令和7年度より、以下1のとおり新たに特別交付税措置を講ずることとしたこと。また、地方公共団体が、公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、以下2のとおり、公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の対象を拡充することとしたこと。

1. 複数団体による公共施設の集約化等に係る特別交付税措置の創設

(ア) 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費に対する措置

【対象経費】

- ・施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析
- ・協議会の開催、有識者の招聘等の経費 等

【措置額・措置率等】

- ・1団体あたりの措置上限額 500万円
- ・措置率0.5（財政力補正なし）

(イ) 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費に対する措置

【対象経費】

- ・住民への広報・説明会の開催
- ・集約元施設からの移転に要する経費
- ・利用者増を踏まえた備品の整備に要する経費
- ・集約後の施設までの住民の移動費用の支援
- ・施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等

【措置額・措置率等】

- ・集約化等1件・1団体あたりの措置上限額 5,000万円（集約化等完了年度（※）を初年度とする5年度間の合計額）

※新施設の供用が開始された年度（機能統合の場合には、機能統合が決定した年度）

- ・措置率0.8（財政力補正なし）

なお、同一市町村内の都道府県有施設と市町村有施設を集約する場合も対象とすること、施設の整備を行わず機能を統合する場合（機能廃止（既存施設等を廃止）も含む）に要する上記の経費も措置対象とすること、公営住宅及び公営企業は上記（イ）の対象施設に含まれないことに留意されたい。

2. 公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の拡充

公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業について、公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業：充当率90%、交付税措置率50%）の対象に追加することとした。

【対象事業】

- ① 施設の整備を行い、複数の施設を統合することに伴って実施する公共施設の除却事業
- ② 施設の整備を行わず、複数の施設の機能を統合することに伴って実施する公共施設の除却事業（機能を廃止することに伴って実施するものも含む）

【対象要件】 ※以下の要件をすべて満たすことが必要

- ① 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施するものであること
- ② 【対象事業】①の場合、集約化・複合化を行った施設の供用開始から5年以内に実施するものであること
【対象事業】②の場合、除却予定の施設の供用廃止から5年以内に実施するものであること
- ③ 集約化・複合化を行う前と比較して、施設の延床面積（非建築物の場合は維持管理費等）が減少するものであること（【対象事業】①の場合に限る）

なお、複数団体により集約化・複合化等に取り組む場合のみならず、単一団体内における集約化・複合化等に取り組む場合についても対象となるものであること、経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は5年超経過後も対象とすること、地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とすることに留意されたいこと。

第二 広域的な議論の場の設定について

広域的な公共施設の集約化等に向けては、都道府県や連携中枢都市、定住自立圏の中心市等が中心となって、広域的な見地に立って、人口減少や住民ニーズを踏まえた公共施設に求められる機能について議論するとともに、公共施設の適正配置に向けた調査検討等を行うことが効果的であると考えられることから、当該団体においては、施設の利用実態・立地等の調査・分析や協議会の開催等を通じて、広域的な公共施設の集約化等に向けた議論を円滑に進めていただきたいこと。なお、調査検討にあたっては、第一 1（ア）の特別交付税措置が活用できること。

また、こうした議論の場の開催にあたっては、関係する地方公共団体だけでなく、外部有識者等の第三者から意見や提案を得ることも有効であると考えられる。令和7年度より、総務省及び地方公共団体金融機構が共同して実施する「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」において、アドバイザーを派遣する支援分野に新たに「地方公共団体間の広域連携（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）」を追加することとしたことから、積極的に活用いただきたいこと。なお、詳細については、「令和7年度における「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の実施について（周知）」（令和6年12月27日付け総務省自治財政局公営企業課等事務連絡）を参照されたい。

第三 「連携中枢都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」の改正に関する事項

インフラの老朽化や人手不足といった資源制約が深刻化する中で、連携中枢都市圏や定住自立圏において、コンパクト化とネットワーク化により生活関連機能サービスの向上等を図っていくためには、そ

れぞれが有する資源を融通し合い、共同で活用していく視点が不可欠であることから、今般、「連携中枢都市圏構想推進要綱」及び「定住自立圏構想推進要綱」を【別紙1、2】のとおり改正し、連携する取組として公共施設の集約化、専門人材の確保、事務の共同実施等を位置付けたこと。

連絡先

(本通知に係る事項全般について)

総務省自治行政局市町村課

塗師木補佐、深津係長、坂口官

TEL : 03-5253-5516

(定住自立圏構想推進要綱に関する事)

総務省地域力創造グループ地域自立応援課

藤岡補佐、森本主査

TEL : 03-5253-5391

(公共施設等適正管理推進事業債に関する事)

総務省自治財政局財務調査課

梅本理事官、板垣係長、武藤主査

TEL : 03-5253-5647